

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原 告 Ambika Buddha Singh

被 告 国ほか1名

準 備 書 面 (9)

令和4年9月27日

東京地方裁判所民事第4部合議A係 御中

被告国指定代理人

山 勲



加々美



被告国は、本準備書面において、令和4年6月18日付け原告第16準備書面（以下「原告第16準備書面」という。）及び令和4年7月1日付け原告第17準備書面（以下「原告第17準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。
なお、略語等は、本書面で新たに定義するもののほか、従前の例による。

第1 原告第16準備書面第5(2)における原告の主張に対する反論

1 原告の主張

原告は、検取事務官が亡アルジュンの取調べ開始から片手錠を解錠する間に、亡アルジュンの両手が激しく腫れ黒血した状態にあることを現認していたにも関わらず、医師に相談することなく、亡アルジュンを直ちに病院に搬送せず適切な治療を受けさせなかつたことが、注意義務に違反していたと主張する（原告第16準備書面第5(2)・6及び7ページ）。

原告の主張は、検取事務官が亡アルジュンの手の腫れ及び黒血を現認していれば、戒具を使用されていた部位から血栓が徐々に流れ出し、これが肺動脈に詰まっていく結果、肺動脈血栓症により亡アルジュンが死亡することについて、予見可能性があることを当然の前提とするようである（原告第16準備書面7ページ）。

2 被告国の反論

(1) 国賠法上の違法性について

原告の述べる注意義務がいかなる法的根拠に基づいて導かれるか定かではないが、被告国準備書面(1)第4の1（6及び7ページ）で述べたとおり、国又は公共団体の公務員の職務行為に係る違法性を判断するに当たっては、その職務行為時を基準として、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、個々の国民に対して負う職務上の法的義務に違反すると認められる場合に限り、国賠法1条1項の適用上違法と評価されるべきであり（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ、最

高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ、最高裁令和4年5月25日大法廷判決・裁判所ウェブサイト掲載)、当該公務員の職務上の法的義務違反の評価は、国民の被侵害利益の種類、性質、侵害行為の態様及びその原因、損害の程度等の諸般の事情を総合的に判断して決すべきものであり、当該公務員が職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、国賠法1条1項にいう違法の評価を受けるものと解される(最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決調査官解説・最高裁判例解説民事篇平成5年度377ページ参照)。

(2) 検取事務官の対応に国賠法上の違法は認められないこと

ア 被告国準備書面(1)(第4の2・7ページ)で述べたとおり、検察庁における被疑者の戒護の責任は、検察庁への身柄押送の担当職員である警察官が負っている上、被告国準備書面(5)第2(2及び3ページ)で述べたとおり、弁解録取手続開始時における手錠解除に伴う被疑者の体調悪化に係る注意事項等を定めた規則等もない。

イ また、被告国準備書面(3)第2の3(4ページ)で述べたとおり、亡アルジュンは、全身の皮下出血及び筋肉内出血を原因とする循環血液量減少性ショックや筋挫滅性症候群による急性腎不全の競合により死亡したと推定されるのであり、原告が主張する肺動脈血栓症が死因であったとは認められないのであるから、原告の主張はその前提を欠いている。

仮に死因についての原告の主張を前提としても、亡アルジュンの死因が肺動脈血栓症である旨証言した前田剛医師も「これは全くの自信ないといいますかね、推測がほとんどなんですけども(中略) どういう形で血栓が飛んできたか分かりませんが、恐らく小さいようなある程度の血栓が飛んできて、最後暴れたり何かしてぐっと力が入ったりしたときに最後の1個2個がたまたんじゃないかと思います。」(前田剛証人調書37及び38ページ)、「手からは大きいのはそんなに飛ばないと思うんですね。(中

略) 足からも飛んできたんじゃないかと思います。どこから飛んできたのかまでは、ちょっと判定するのはなかなか難しい。」(前田調書45ページ)などと証言するとおり、亡アルジュンの具体的な死亡の機序は不明というほかない。これに加えて、警察官中村達郎が証言したように、亡アルジュンは、検察庁における約30分間の弁解録取時、奇声を上げて、机を蹴り飛ばす等して暴れていたところ(令和4年5月10日付け同人の証人調書16及び17ページ)、取調べの途中でおとなしくなりいびきをかき始め、弁解録取に立ち会っていた警察官が亡アルジュンの脈がないことに気がつき、心臓マッサージを始めるなどしたものであり(上記証人調書17及び18ページ)、このような亡アルジュンの死亡に至る経過にも照らせば、亡アルジュンの弁解録取手続を担当した検取事務官において、亡アルジュンの手の腫れ及び鬱血をもって、亡アルジュンが死亡することを予見し、これを回避するために直ちに医師の診察を要すると判断することはおよそ不可能である。

このことは、原告自身、現に亡アルジュンが標準手錠の解除からまもなく死亡したという結果を前提としながら、これまで亡アルジュンの死亡の機序について異なる主張をしており、甲第30号証の意見書が作成されて初めて、亡アルジュンが標準手錠の解除を原因の一つとして血栓症によって死亡したと主張するに至っていることからも明らかである。

したがって、検取事務官には、亡アルジュンの死についての予見可能性が認められない。

ウ 以上のとおり、検察庁における被疑者の戒護の責任は、検察庁への身柄押送の担当職員である警察官が負っている上、検取事務官が亡アルジュンの手の腫れ及び鬱血を現認していたとしても、検取事務官において亡アルジュンが死亡することを予見することは不可能であり、検取事務官には原告が主張するような注意義務違反が認められることから、東京地検における検取事務官の対応は、国賠法1条1項の適用上違法であるとは認め

られない。

第2 原告第17準備書面における原告の主張に対する反論

1 原告の主張

原告は、国賠法6条の相互保証に係る被告らの主張は、国賠法の趣旨に反し、判例実務にも反し、かつ時代錯誤の少数説であり（原告第17準備書面第1及び第2・2から5ページ）、そもそも国賠法6条は自由権規約に違反し、違憲であり無効である（原告第17準備書面第3・5から8ページ）と主張する。

2 被告の反論

(1) ネパールとの間に相互保証は存在しないこと

ア 被告国準備書面(4)第2の3（5から7ページ）で述べたとおり、原告が主張する「ヤータナに対する賠償法2053」（甲14の1及び2）の存在があるとしても、「ヤータナ」がネパール語で「拷問」を意味することからすれば（乙3）、公務員の注意義務違反により、拘禁中の者に対し損害を与えたとされる場合にまで、当該規定が当然に適用されるかは明らかではないし、相互保証があるというためには、ネパール政府の損害賠償責任が日本人に対しても認められることを要するところ、甲第14号証の1及び2を見ても、かかる事情は全く明らかではない。

イ また、ネパールにおける相互保証の有無に関する調査において、同国政府関係者が、同国には、我が国の国賠法に相当する法令が存在せず、相互保証に関する規定等もない旨明確に回答しているのであるから（乙2の2）、ネパールに相互保証がないことは明らかである。

(2) 仮に相互保証があると認める余地があるとしても、損害賠償の範囲は限定されること

ア 被告国準備書面(4)第2の5（7及び8ページ）で述べたとおり、国賠法6条の立法趣旨は、我が国の国民に保護を与えない国の国民に我が国が積極的に保護を与える必要が無いとの衡平の観念に基づくものであるとこ

る、このような立法趣旨に鑑みると、相互保証は、賠償責任の程度についても必要であると解するのが相当である。

したがって、仮に、ネパールに相互保証が存在し、また、本件において国の原告に対する損害賠償責任が認められる余地があるとしても、その範囲は相互保証があると認められる範囲に限定されるべきである。

イ これに対し、原告は、名古屋高裁昭和51年9月30日判決（判時836号61ページ）等の裁判例を挙げた上で、相互保証があることを前提とした我が国の国賠法の適用における損害額の判断においては、相手国の損害賠償法における損害賠償の範囲は一切考慮されていないなどと主張している（原告第17準備書面第2・2から5ページ）。

しかし、同判決は、大韓民国の国家賠償法につき、相互の保証があると認められるかが問題となった事例であるところ、「同国の国家賠償制度は…（略）…その賠償額がわが国における現今の賠償額と比較していささか低額であり、わが国の国家賠償制度と右の点において差異がある。しかしながらかかる差異があつても国家賠償法6条の相互の保証があるときに該当するものと解するに何ら妨げとはならない」と判示していることから明らかなとおり、相手国の損害賠償法における損害賠償の範囲が一切考慮されていないと判示したものではない。

そして、本件は、原告が挙げる裁判例とは異なり、相手国の損害賠償法において余りにも低額な損害賠償額の上限が具体的に明記されているため、我が国における国家賠償請求と同等の効果の救済を得ることができないことが明らかな事案である。かかる場合にも、損害賠償の範囲が限定されないと解することは、国賠法6条の趣旨に明確に反する（西埜章「国家賠償法コメントタール」第3版（1414ページ）が「韓国法の定額賠償は、それがあまりにも低額である場合は別にして、原則として相互保証には影響しないと解るべきであろう」（下線部は引用者）と述べているのも、相手国において、我が国における国家賠償請求に比してあまりにも低

額な損害賠償しか認められていない場合には、相互保証の観点から、賠償の範囲が限定されることを前提としていると解される。)。

すなわち、本件では、原告が主張する「ヤータナに対する賠償法2053」に基づけば、ネパールにおいては、「10万ルピー」を損害賠償額の上限とすることが明記されているところ、10万ルピーは日本円に換算すると10万円程度（令和4年9月26日時点において10万ルピーを日本円に換算すると、約11万円である。）にすぎないのであるから、これを上限とする「ヤータナに対する賠償法2053」の損害賠償額は余りにも低額であり、我が国における国家賠償請求と同等の効果の救済を得ることができるとは到底認められないことは明白である。

ウ そうすると、仮にネパールに相互保証が認められたとしても、国賠法6条の相互保証の衡平の趣旨からすれば、亡アルジュンに対する損害賠償の範囲は10万ルピーの限度で認められるべきである。

(3) 国賠法6条は条約違反でも違憲でもないこと

国賠法6条について、条約違反でも違憲でもないことは、既に被告国準備書面(6)第1の2で述べたとおりである。

第3 結語

以上に述べたとおり、原告の被告国に対する請求に理由がないことは明らかであって、速やかに棄却されるべきである。

以上